地域×大学×企業のひょうご絆プロジェクト　実施要領

第１ 趣　旨

人口減少の更なる進展と超高齢化社会を迎え、担い手不足が深刻化する多自然地域において、安心して住み続けることができる持続可能な生活圏を形成することが重要である。しかしながら、地域内の人材だけで多くの課題を解決することが困難となっている地域が増えつつあり、大学の専門性や若者の視点、企業・NPO法人等の技術力や専門人材、多様なネットワークなどの外部の力の活用や、地域の取組への共感、継続した協働が必要となっている。

このため、地域団体と、大学や企業、NPO等が連携して実施する地域づくり活動を支援する地域×大学×企業のひょうご絆プロジェクト（以下、「事業」という。）を実施する。当該事業の実施については、「兵庫県企画部補助金交付要綱」（以下、「要綱」という。）に定めるほか、この要領に定めるところによる。

第２　事業内容

　別表１に定めるところによる地域団体及び大学等又は地域団体、大学及び企業等が連携して実施する

持続可能な生活圏形成に資する地域づくり活動（以下、連携活動という。）を支援する。

１　事業実施主体（要綱別表「補助事業の対象となる者」）

連携活動に参画する地域団体、大学等又は企業等（別表１のとおり。）

２　事業対象経費（要綱別表「補助事業の対象となる経費」）

　　　地域団体が大学、企業等と連携して行う持続可能な生活圏形成に資する地域づくり活動に要する経費（別表２のとおり。）

３　支援内容（要綱別表「補助率」、「補助金の額」）

　　地域団体と大学が連携活動を行う場合は、１事業あたり250千円を、企業等を加えた連携活動を行う場合は１事業当たり加算額として125千円を事業実施主体で補助金交付手続き等の事務を担う団体に対して予算の範囲内で補助を行う。（千円未満の端数は切り捨てる）

なお、対象経費が限度額に満たない場合は、当該実支出額とする（千円未満の端数は切り捨てる）。

４　支援期間

　県の会計年度で３年度を限度とする。

５　大学との連携による地域創生活動支援事業の採択団体

　　令和４年度に大学との連携による地域創生活動支援事業で採択された団体については本要領を適

用し、採択済として取り扱うものとする。なお、事業趣旨を踏まえ、申請や活動の実施に際しては、で

きる限り持続可能な生活圏形成に資する活動内容への見直しや企業等を加えた３者連携も視野に入れ

検討すること。

第３ 事業の実施手続

１　事業の採択

⑴　事業実施主体で補助金交付手続き等の事務を担う団体（以下、「申請団体」という。）は、別に定める期日までに応募書（要領様式第１号）及び事業計画書（要綱別紙様式第１号）、団体概要書（要綱別紙様式第２号）を作成のうえ、地域団体の所在する市町の事業所管課に事業の内容を説明し、市町が作成する市町意見書（要領様式第２号）と併せて、別に定める県の機関（以下、「県機関」という。）に提出する。

⑵　知事は、⑴により提出のあった事業計画について、審査のうえ、採択・不採択を決定し、その結果を申請団体に通知する。

２　事業の変更等（交付申請前の変更）

⑴　前項の規定により採択を受けた事業実施主体は、採択を受けた事業計画について、次のいずれかに該当する場合は、事業変更申請書（要領様式第３号）及び変更事業計画書（要綱別紙様式第１号）を作成し、県機関を経由して知事（企画部地域振興課）に提出する。

・目的の達成に影響を与える変更をするとき

・事業種別を追加、中止又は廃止するとき

・その他重要な変更をするとき

⑵　前号の事業変更の手続きについては、前項の規定を準用する。

３　補助金の交付等に関する手続き（要綱）

⑴　事業実施主体は、令和６年度兵庫県企画部補助金交付要綱に基づき、補助金交付申請書を、その指示する日までに県機関へ提出するものとする。

⑵　県機関は、事業実施主体から前項の申請があった場合には、事業計画書に基づいて当該補助の内

容を審査し、補助金を交付すべきものと認められる場合は、その結果を補助金交付決定書により事業実施主体に通知する。

⑶　前項の規定及び令和６年度兵庫県企画部補助金交付要綱に基づき、変更事業計画が採択された場合は、前２号の規定を準用し交付決定の変更手続きを行う。この場合、補助金交付申請書とあるのは補助金変更交付申請書と、補助金交付決定書とあるのは補助金変更交付決定書と読み替えるものとする。

　⑷　県機関は、前号の交付決定額に基づき、事業実施主体から提出される補助金請求書により３月までに補助金を支払う。

４　事業実施結果等の報告（要綱）

　⑴　事業実施主体は、事業が完了したときは、活動実績報告書（要綱別紙様式第３号）を作成し、市

町長を経由して別に定める県機関に提出しなければならない。

⑵　事業実績報告書の別に定める県機関への提出期限は、事業完了の日から起算して３０日を経過した日、又は当該事業の完了した日の属する年度の２月末日のいずれか早い日とする。ただし、国の交付金を財源とする事業は、国の基準日に合わせることとし、知事が事業実施主体に通知するものとする。

第４　会計経理の適正化

事業実施主体は、次により会計経理を行うものとする。

１　事業の経理は、他の事業と区分すること。

２　事業に係る補助金の使用は、事業計画に沿った内容に基づいて行い、会計責任者は、支出内容が明確に確認できる書類（金銭出納簿や領収書等支払を証明する書類等）を整備すること。

３　領収書等支払いを証明する書類の整備にあたっては、領収書総括票（要綱別紙様式第４号）を作成すること。

４　備品や消耗品は、別表３に留意のうえ、購入し、備品管理台帳（別紙２）を整備し、適正に管理を行うこと。

第５　推進指導等

　１　県機関は、実施団体に対して、事業の計画段階から事業後のフォローアップまで、事業が円滑かつ効果的に実施できるよう、必要な助言及び指導を行うものとする。

　２　県機関は実施団体に対して、県内の事例等をとりまとめ情報共有を図るとともに、事業が円滑かつ効

果的に実施できるよう、実施団体への指導状況や事業に関連する管内事例等を収集し、知事（企画部地

域振興課）へ報告する。

３　県機関は、地域課題を抱える地域団体と大学や企業等との連携を促すため、交流やマッチング、情報収集等の場を設け、取組みの拡大を図るものとする。

第６　事業成果等の報告

１　事業実施主体は、毎年度、交流人口報告書（別紙３）を作成し、県に提出しなければならない。

２　事業実施主体は、事業が完了したときは、取組評価書（別紙４）を作成し、市町に提出しなければならない。

３　市町は、事業実施主体から提出のあった取組評価書（別紙４）に市町評価を記載し、県に提出しなければならない。

４　多自然地域の持続可能な生活圏の形成に資する地域づくりを推進するため、県が事業実施内容や成果を県のホームページ等により公表する場合、事業実施主体は必要に応じて資料の提供に協力すること。

第７　その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

別表１　補助事業の対象となる者（実施要領第２の１関係）

　　○事業実施主体

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 対象 |
| 地域団体 | 地域運営組織、複数集落又は集落単位で組織する団体 |
| 大学等 | 大学・大学院、高等専門学校の研究室、クラブ・サークル（高等学校は除く。） |
| 企業等 | 会社法に規定される事業者、NPO法人、一般社団法人、農業協同組合、地域商社　等 |

別表２　補助事業の対象経費（実施要領第２の２関係）

　　○事業対象経費例

|  |  |
| --- | --- |
| 経費 | 補助対象例 |
| 報償費等 | アドバイザー、専門家への謝礼や交通費　等 |
| 旅費 | 地域で活動を行うために必要な交通費、宿泊費（食事代は除く）、先進地視察　等 |
| 需用費 | 印刷費、消耗品購入費、燃料費、イベントや特産品開発に係る材料費（販売しない物）、広報費、会議用のお茶　等 |
| 役務費 | 郵送料、保険料、会場設営費　等 |
| 委託費 | データベース開発委託　等 |
| 使用料 | 機材のレンタル料金、レンタカー代、高速料金、会場借上費　等 |
| 備品購入費 | 工具器具類　等 |
| その他 | その他知事が必要と認めるもの |

○対象外経費例

|  |  |
| --- | --- |
| 経費 | 補助対象外例 |
| 報償費等 | 実施主体となる者や連携主体となる者への謝礼 |
| 需用費 | 販売目的で使用する原材料費（食材料、苗など）アルコール飲料の提供に要する経費視察先や講師への手土産、食事にかかる経費 |
| 役務費 | 実施主体となる者や連携主体となる者への人件費（ただし、地域内の事業者等、業としている者への支払いは対象） |
| 備品購入費 | 他の活動においても転用可能なもの（リース料も対象外） |
| その他 | その他本事業に直接必要のないもの |

別表３（実施要領第４の４関係）

　　○備品等の購入、管理方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 物品種別 | 購入方法 | 管理方法 |
| 使用耐用期間１年以上 | 取得価格100,000円以上 | 備品 | 見積り合わせ必要 | 備品管理台帳による管理 |
| 取得価格100,000円未満で厳正な管理を必要とするもの（パソコン、プリンター、什器、事務机、椅子、書棚等） | 見積り合わせ不要（一般的な価格と比較し、過大・高価でないこと） |
| 取得価格100,000円未満 | 消耗品 | 台帳整備不要 |
| 上記以外で反復使用に耐えず、もしくは反復使用によって消耗、損傷するもの（使用耐用期間が概ね１年未満のもの） |

　　　注：取得単価に消費税額を含めるか否かは、事業実施主体が消費税等の申告及び納税義務の有無に

　　　　　よる。

**令和６年度地域×大学×企業のひょうご絆プロジェクト　応募書**

（要領様式１）

令和　　年　　月　　日

兵庫県知事　齋藤　元彦　　様

（市町経由）

　　住所：

団体名：

代表者名：

令和６年度「地域×大学×企業のひょうご絆プロジェクト」について、事業計画書（別紙様式第１号）及び団体概要書（別紙様式第２号）のとおり応募します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業応募者の問い合わせ先（担当者） | 部署・職名 |  |
| 氏名（ふりがな） |  |
| 連絡先 | 〒 |
| 電話番号 |  |
| E-Mailアドレス |  |
| 市町連絡窓口※市町にて記載 | 部署・職名 |  |
| 氏名（ふりがな） |  |
| 電話番号 |  |
| E-Mailアドレス |  |

（要領様式２号）

市町意見書

1. 事業評価

|  |  |
| --- | --- |
| （１）事業実施効果 | ・当該連携事業が地域の持続可能な生活圏の形成にどのような効果を与えるか。 |
| （２）実現性 | ・事業目的を達成することが可能か。 |
| （３）発展性 | ・当該連携事業の今後の展望 |
| （４）その他 |  |

２． 地域団体評価

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 団体名 | 地域づくりにおける役割 | 活動実績 |
|  |  |  |

３．その他団体評価（地域団体以外の連携団体を記載）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 連携先名 | 連携に期待する具体的役割 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

（要領様式第３号）

令和６年度地域×大学×企業のひょうご絆プロジェクト事業変更申請書

 　　令和　年　月　日

 兵庫県知事　齋藤　元彦　様

　　　　（市町経由）

 　　　　　　　住 所

 　　　　　　　団体名

 　　　　　　　代表者名

 　　　　　　　電　　話

 　　　　　　　電子メール

令和　年　月　日付け　　第　　　号により内示通知のあった標記事業について、令和６年度「地域×大学×企業のひょうご絆プロジェクト」実施要領第３の３の規定に基づき、下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて提出します。

記

１　事業内容　　別添「事業計画書（変更第　回）」のとおり

２　変更理由

３　その他添付書類

（別紙１（要領第３関係））

多自然地域づくりプロジェクト事業申請先県機関一覧

|  |  |
| --- | --- |
| 市町 | 申請先県機関 |
| 神戸市 | 高砂市 | 企画部地域振興課 |
| 明石市 | 川西市 |
| 西宮市 | 三田市 |
| 加古川市 | 稲美町 |
| 宝塚市 | 猪名川町 |
| 西脇市 | 加西市 | 北播磨県民局県民躍動室地域振興課 |
| 三木市 | 加東市 |
| 小野市 | 多可町 |
| 姫路市 | 福崎町 | 中播磨県民センター県民躍動室総務防災課 |
| 市川町 | 神河町 |
| 相生市 | 太子町 | 西播磨県民局県民躍動室地域振興課 |
| 赤穂市 | 上郡町 |
| 宍粟市 | 佐用町 |
| たつの市 |  |
| 豊岡市 | 香美町 | 但馬県民局県民躍動室地域振興課 |
| 養父市 | 新温泉町 |
| 朝来市 |  |
| 丹波篠山市 | 丹波市 | 丹波県民局県民躍動室地域共創課 |
| 洲本市 | 淡路市 | 淡路県民局県民躍動室交流渦潮課 |
| 南あわじ市 |  |
| ※尼崎市、芦屋市、伊丹市、播磨町はプロジェクト対象外 |

（別紙２（要領第４関係））

備品管理台帳（令和　　年度持続可能な多自然地域づくりプロジェクト補助事業）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 団体名 |  | 事業名 |  |
| № | 備品の名称 | 規格・寸法 | 数量（A） | 取得単価（円）（B） | 総額（円）（C）【=(A)×(B)】 | 取得年月日 | 耐用年数 | 廃棄年月日 | 購入先 | 保管場所 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

注：取得単価、総額に消費税額を含めるか否かは、事業実施主体が消費税等の申告及び納税義務の有無によること。

（別紙３（要領第６関係））

令和　　年度　地域×大学×企業のひょうご絆プロジェクトの交流人口報告書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名（※１） | 市町名 | 地域名 | 内容 | 交流人口（※２） | （参考）地域参加人数 | 備考（※３） |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |

※１ 地域ごと、イベント等内容ごとに記載

※２ 交流人口：事業実施年度の4.1～3.31に地域外から地域に訪問した人数を記載

※３ 地域運営のレストランなどある場合は売上額も可能な限り記載

※ 観光地がある場合は訪問客数を可能な限り記載。細かい人数が把握困難な場合は約200人等の記載でも可

※ 持続可能な多自然地域づくりプロジェクト補助対象となるイベントや施設に限らず、当該地域に訪問した人数を記載

※ 農家レストランやカフェは地域で運営するものに限る（民間で運営のスーパーや商店は含まない）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （別紙４（要領第６関係）） |  |  |  |
| 令和　年度 地域×大学×企業のひょうご絆プロジェクト 取組評価書 |  | 団体名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 事業名 | 市町名 | 地域名 | 取組概要 | 取組成果 | 取組目標の達成度・評価（自己評価） |
| 取組目標の達成度・評価（市町の評価） |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 |
|  |  |  |  |  |  |